

京都府学連

闘いの第一集

— 四・五月斗争資料中心に —

- I. 核実験反対斗争
- II. 憲法斗争
- III. 大学管理制度改悪反対斗争
- IV. 参議院選挙について

1962年6月30日

京都府学連編集委員会 発行

全国の学友諸君

革共同全国委員会「マル学同が、極めて官僚的、スターリニズム的手段をもつて全学連を占拠して以来二年を経過しようとしている。その間、彼等の理論の観念性と実践の方針の支離破滅の性格をあらゆる時点でバクロしてきた。学友諸君、憲法をめぐる情勢は斗う部隊による全学連の再建を急がしめてゐる。

安保斗争の敗北、それに伴うブントの崩壊以降の情勢はいかなる特徴を持つてゐるか。国際情勢に於る丘丘の政治的、経済的進出、ベルリン問題（NATO核武装）をめぐつての米ソ核実験の再開、世界帝国主義の新たな景気循環局面、ソ連圏の対立、そして核実験反対の国際的斗争、反帝国主義斗争、景気循環の新局面に対する世界プロレタリアートの質上げ斗争、これらは極めて圧縮された現代世界に於る現実である。そして安保斗争以降我々がひしと感ずるところの大きな変化は、これらの情勢（国際的）に、日本の政治経済情勢が極めて密着し、日本の国家権力とブルジョアジーに対する闘いが、根底から国際的な斗争との関連で共通性をもつことである。政暴法斗争、公安条例斗争という我々の安保斗争後斗つた政治斗争や、或は国際的な原水爆実験反対斗争は、参議院選挙をめぐり、憲法斗争に集約されようとしている。そしてこの政治的大斗争はその斗争の底辺に新たな段階（自由化）に於る盾環局面（国際收支の悪化に伴う引締め過程）が生

活に及ぼす経済的影響、例えば消費構造の変化や物価値上げに対するプロレタリアートの動向をその筋として持つてゐる。憲法斗争は、一方では改憲の持つ影響の広がりにおいて、他方では弱いながらも、戦後の日本の政治斗争における一種の伝統（民主主義的）により、更にそれをとりまくところの経済的諸条件に於いて、一つの戦後政治斗争の決定的な意義をもつてゐる。しかも第九条を中心的な内容とする改憲は、それ以降の政治体制として、大規模な国内反動化をテコとした国際的反動化、帝国主義国家政策を必然化するという点において、国際情勢にも複雑な要因をつけ加えざるを得ないであろう。このような大斗争が、参議院選挙をめぐる池田内閣の低姿勢の内部で準備されつゝあるとき、その広がりを組織し、その斗争を通じてプロレタリアートを根底からの現存国家の变革を導びくような角度から組織し導びこうとする努力は果して充分だろうか。

我々はその場合、依然として語られつつ解決されてゐない問題、即ち大衆のエネルギーへの信頼とそれに対する政策的組織的指導の弱さをまず春斗においてみとめないわけにはいかない。そして春斗の早期妥結のうえに、一方では参議院選挙をめぐる既成左翼内のヘゲモニー争いの労組へのもち込みと、他方ではまさに池田内閣の低姿勢にタイアップした所の日本の構造改革、即ち消極的な反対斗争ではなかなか積極的な要求斗争といつた「常識論」的な路線をめぐる次期総評議長をめぐる民間の内部抗争が展開されようとしている。そこには、あらゆる契機をとらえ、それを政策的に、組織的に運動として国家権力との斗争に結合させて行こうとする。またそのような斗争の現状に於る有効性と必要性を理解しようとする努力すらみられない。例えば原水爆実験反対斗争はどうか。世界革命の挫折が

もたらした今日の資本主義世界の運命の結果である巨大な生産力と大量殺りやく兵器の危険性は、世界的な階級の共倒れ、人類的な危機にある。超階級的な人類的理性に訴えんとする（即ち超政治的な次元で）ヒト・マニストの運動や、日本の政府の如き形式的な被擧国としての抗議の中で、逆に、この斗争を世界的な帝国主義打倒の斗争の根源を絶滅する斗争へ発展する契機はどこにあるのか。それは誰れの手によつて指導されるのか。殆んどの既成左翼が一方ではその直接的当事者になるか（ソ連の如き）或いはどちらかの側につく以外の方法をもたない。或は意見しか発表をなさない（日本社会党）、唯、われわれのみが、この斗争を政治理論的な戦術によつて導びくことにより反帝国主義政府斗争、反官僚的、大國主義的外交政策反对斗争に発展させることをまなび、極めて鋭い国家権力との対決に連なることを理解して

全国の学友諸君

憲法をめぐる情勢、大学管理制度改悪の動き我々の理論的、組織的整備の完了、マル学同の無思想、無理論、無指導の明確な事実、全て全学連再建の条件はそろつた。斗争全学連再建の為全エネルギーを結集せよ。この小冊子は京都府学連の四、五月斗争の時各大学で、まかれた歴大をビラのうち若干を編集したものである。（それ故文章のつながりが不）五、一四広島公聴会阻止に府学連から五〇名を派遣すると同時に京都で一〇〇〇名の学友の結集のもとに公聴会紛争が広島と京都で有機的に斗われ憲法斗争の火ぶたを切つた。五、三〇。六、一五。六、二二は安保以

後最大の昂揚を示し、三回連続とも二五〇〇名以上の学友の結集のもとに憲法改悪阻止、大学管理制度改悪反对、池田内閣打倒の斗争が、激發に展開された。
学友諸君、憲法改悪阻止のため、大学管理制度改悪紛争のため、池田内閣打倒のために、直ちに準備を開始しよう。

この小冊子を斗争学友諸君と
しかばねと化したマル学同にささげる

一九六二年六月二十六日 編集委員会

目次

一、核実験反对斗争.....四

- 学生運動と平和運動
- 米ソ核実験反对
- 核実験に対して如何に斗争すべきか
- 「完全軍縮案」
— その小ブル性！
- 大規模な討論集会を組織し
平和運動の理論を確立せよ

二、憲法斗争.....十一

- 帝国主義的憲法制定の陰謀を粉碎せよ
- 憲法斗争の革命的方向を追求せよ
- 当面する政治過程と憲法改定
— 必然性をもつ— 憲法改定
— 飽和点の
— 帝国主義政策—
- 憲法斗争と議会主義
我々は如何に対処すべきか
- 五・三〇を憲法改悪阻止の大衆的高揚の口火とせよ
- 始まつた憲法斗争の展開は？
変革のエネルギーに依拠せよ
- 5.30を圧倒的に成功させよう
- 憲法問題研究会を強化し
憲法斗争を深化させよう

三、大学管理制度改悪反对.....三〇

- 六・一五斗争の圧倒的成功は何を物語るか
— 京都市民の皆さんへ
— 京都府学連からの訴へ—
- 改悪斗争を争う中で
— 新しい国家—のイメージをさぐる
- 大学管理制度改悪反对.....三〇
- 大学管理強化反对に起つて、六・一五を斗争
日とせよ
- 「学問の自由、学園の自治」を犯す者は誰れか
- 六・一四斗争をステツプとして九月冒頭を
ゼネストで
- 教育の権力支配をめざす大学管理制度
改悪紛争

四、参議院選挙について.....三三

- 参議院選挙について我々の原則
- 選挙斗争とわれわれの主張

一、核実験反対斗争

学生運動と平和運動

五十七年のモスクワ宣言が、共産主義者の第一主義的任務は、平和擁護斗争であるとして以来、平和運動は、一躍脚光を浴び、各種平和団体と運動が存在した。そのいずれの平和団体も、ソ連の「激しい混乱におそわれた」とのことは、情勢の激しい展開が、平和運動の再検討を要しているを示している。全学連は、かつてモスクワ宣言の規定を、もつとも忠実に実践した団体であつた。(五十六年と五十七年にいたる歴大な原水禁運動)だが、その平和カンパニヤのくりかえしが、所謂「平和の敵」に対して、打撃を与え、情勢の転換をもたらすものでないことが、判明するや、活動家の活動状態の消耗と離反、また

その故の大衆の結集度の落下がもたらされた。ここで、学生運動の転換がはじまるのである。

即ち、単なる一般的抽象的スローガン(中広)をかゝげたカンパニヤから、個々の戦争政策を準備し、または遂行する帝国主義者に対して、真正面からの対決をいどむ方向(反帝)であつた。原水禁大会での安保をめぐる論争、エニウエトクカ動評かの論争は、その問題の最も象徴的な出来事であつた。学生運動のこの反帝斗争への転換路線は、いまや全力でもつて発展させ、全戦線へうち広められねばならない。帝国主義の危機が、世界政治の局面で、「戦争と平和」という形態で表現されるのは事実の問題であり、それ故に、戦争に

反対することは、人民大衆の巨大なエネルギーをひき出す契機となるし、現実の二度の大戦の経験と核兵器の発達はその条件をますます大きくしている。社会主義者の巨大な任務として、これを引き出さねばならないこともつともである。

だがこの世界政治の焦点としてこの戦争の危機、具体的に、帝国主義諸国の戦争政策としてつくり出されしかも、現在では、その各分野に対する準備として戦争政策が進められるのである。しかも、それは、帝国主義の諸法則の貫徹として、表現されるのである。現在のベルリン危機ですら、それは、社会主義内部の矛盾が巧みに、利用されてはいるが本質的にはアメリカと西独帝国主義の自己矛盾の発展の結果として生みだされたのである。それ故、この危機への対処は何よりもアメリカ、西独プロレタリアートの肩にかかつてい

において、帝国主義者を粉砕することによつてはじめて、大衆の平和のためのエネルギーは有効に発揮されるだろう。

「原水禁禁止」とか「軍備全廃」なるスローガンによる運動では、この帝国主義諸政策との真正面からの対決にならないばかりか第一に、一方における情勢の展開がもたらす大衆の意識から云つて、大衆を結集することから云つても失敗するであろう。その様な運動は、たかだか、啓蒙の役割しか果たしえないであろう。平和運動の中心的方向、中心的なエネルギーの結集点はそのにない。

もしもかゝる運動の立体的な展開を考慮に入れず、一切を中広の原水禁の運動で代替させようとするならば、完全に、無益な運動→一方における表面的な盛り上がりと他方における帝国主義諸政策の層々たる遂行を許すことになろう。原水協でもつて、いままでの路線の再検討をぬきにして、中広から一転、ソ連政策支持の運動にきりかえるなぞというのは言語道断である。

また、「中広」でなくて、「反帝を」といいながら、その力の根源を、ソ連の外交政策、武力に求めるやり方も、世界のプロ

レタリアートの力を、確信し、その斗いに依拠しようとする日利和見主義であり、それは、独ソ不可侵条約にみられる如く、単なる時間かせぎに終り、ついに、現実の戦争として表現せざるをえないであろう。

なおまた、反帝斗争を、アメリカの独走的な地位から反アメ帝に強硬のアクセントを置く点にだけ、党派性を表示する様では、広範に展開される、各帝国主義の危険な政

策から目をそらせることになるのであろう。全学連のおし進めた、かくの如き、一般

的平和運動、原水禁運動から、帝国主義者の個別的な政策と衝突し、反帝斗争として総括されていつた、この路線をこそ徹底的に全戦線に進めねばならないし、全学連はまた、この反帝平和の路線に則つて、東南アジアの危機に対処しようとする日本独占資本の帝国主義政策との対決をおしすゝめていかねばならない。それは主張の項で展開した

に、かかる学生運動の発展に則つた、現実の展開の中で、各潮流の協定と行動統一をかちとることによつて生まれる。地方学連の正常化の上こそ、統一はかちとられるであろう。

(烽火)一九六一年十月六日
浅田論文)より引用

米ソ核実験反対

平和共存と全面軍縮というスローガンが現代の様な世界的構造の中であたかも可能の如く絶叫していた一部諸君(民青)の努力にかゝらわらずベルリン問題を焦点として国際情勢は急激に悪化し、ついにソウイェト、ついでアメリカの核実験再開という事態を生ぜしめた。帝国主義の危機が、世界政治の局面で、「戦争と平和」という形態で表現される。この世界政治の焦点として戦争の危機は、具体的に、帝国主義諸国の戦争政策としてつくりだされ、しかも、現在では、その各分野に対する準備として戦争政策が進められるのである。しかも、それは帝国主義の諸法則の貫徹をして表現されるのである。ベルリンに於

いて具現された危機でさえも、その実質は
社会主義内部の矛盾が巧みに利用されてい
るが、アメリカと西独帝国主義の自己矛盾
の発露の結果として生みだされたのである。
ドル危機の解消の政策すらが再び強度の軍
拡をもたらしざるをえないという帝国主義
の法則の貫徹がもたらしたものである。そ
れ故に、我々の平和を守る闘いは、何より
もこの帝国主義者が進める戦争政策との苛
烈な対決を通じ、それを粉砕する闘いと進
めなければならぬのである。かゝる意味
からアメリカの核実験再開に対し我々は斗
いを組織した。日本国民中三〇〇〇万人を
組織したといわれる原水協が、はじめに実
験を再開したものが平和の敵であると
誇らしげに声明した直後に「平和のトリデ」
ソ連によつてはじめられた原爆実験は日本
の平和運動を、まさに「危機」の時に於い
て混乱に陥し入れた。しかも、その混乱の
原因はソ連の実験再開にあるというよりも、
主として日本の平和運動の指導に責任があ
る。安保斗争の最中に、巾広い運動を主張
しながら、我々の主張する安保斗争を原水
禁運動の中に入れよというスローガンを拒
否した日本共産党が、情勢分析、小ブル的

平和運動の指導への反省もなしに「危機」
を自覚してソ連核実験を支持せよと叫んだ。
自らの運動に対する系統的な責任を放棄し、
ただひたすらにソ連声明支持を大衆団体に
強要し、社民レットル、プチブルレットル
をはる以外に腦のない日共に対しては今更
ながら遺憾の念を禁じえない。彼らは自ら
の頭の中に「危機」があるのに気がつか
ない。ベルリンをめぐる機危とそれに対する
一連の解決策はソ連の国力を持つて断行さ
れた。だが危機を突如としてのもものではな
い。我々は一貫として把握し、帝国主義
の打倒と社会主義の実現との関連で止揚す
る観点で運動をすすめてきた。

「国家擁護」の目的で、武力誇示を行い
武力均衡を民族国家間で保つことにより、
平和を維持せんとするソ連の政策を既製の
事実として受けとめながらも、その政策、
その危機の訴えが、決して「平和への保証」
とイカオールではなく、即ち探りあてた平
和運動の方向を追求しようとする我々の立
場が要求された。その立場はソ連に対して
は批判的である。恰も國際的平和勢力の運
動により完全軍縮と平和が容易に勝ちとら
れるかのムードを引きおこしながら、民族
的な平和政策を打ちだしたりする政策に反
対である。武力均衡を中心政策にした「
危機」回避はそれこそ危機の進行の前には
戦争への時間かせぎ以外の何もの効力を
もたないことをかつての、独ソ不可侵条約
は教えている。かゝる観点からソ連の核実
験に反対しそれに対する行動を展開してき
た。

引用所
(一九六二年四月一日、同志社大学
学友会通達)より

核実験に対して如何に 闘うべきか

「米ソ核実験反対の闘いを通じての反ス
タの革命的労働者の結集、革命的プロレタ
リアート党の創成」(共産主義者五号)で
明らかなる如く反スタを自己目的化し、運動
自体を反帝斗争として高める視点は毛頭な
く、反スタの人間をバクル為に運動を利用
しようとする。

問題は現象的な原因となつたソ連核実験
は如何なる背景のもとに行われたか。
巨大に発露した帝国主義、西独は、NA
TOの中心としての力を示すために核武装

昨秋のソ連核実験を契機として、アメリ
カ、イギリス、フランスが核実験再開を声
明した。我々社学同は如何なる態度を持つ
て、これに対峙すべきかをこゝで明らかに
しよう。

を急ぎながら、同時に東独に対する経済競
争の勝利を足場に拡大と東独への圧力を行
つた。そして更にそれに拍車をかける形で、
見事な一國社会主義論の破産を示すウラヌ
リヒト政権の経済政策の破たんがベルリン
危機を作りだした。お粗末なソ連官僚は
どろきあわてふためき今までの、平和外交
を一変して、武力による外交政策で、平
和共存を突進すべく、核実験を大規模に
連続的に行つた(何んという階級的観念の
なき)。それに乗じて、アメリカはEEOの
驚異的発露に支えられたヨーロッパ諸國
が、アメリカの帝国主義間に於ける政治的へ
ゲモニーを脅かさんとしている不利な状態
を克服するため、核実験再開を声明した。
即ちこのことは、次のことを意味してい
る。EEOの経済成長を背景としたEEO
諸國の政治的発言の強化はアメリカに反撥
をよびおこした。かくして、アメリカは、
核実験等を誇示することによつて、巨大な
ソ連圏に對抗しうるのは、自分をのぞいて
はないということに認識させつゝ、より一
層の巨大な反共軍事同盟を自らのへゲモニ
ーで作り上げようとしている。アメリカ声
明につづく点、仏核実験再開声明は一方で

は醜態な帝国主義間の政治的意向を露骨に
呈しながら全体としては、各帝国主義諸國
の統一的大反共軍事体制の確立という形で
現象している。

「米ソ核実験反対の闘いを通じての反ス
タの革命的労働者の結集、革命的プロレタ
リアート党の創成」(共産主義者五号)で
明らかなる如く反スタを自己目的化し、運動
自体を反帝斗争として高める視点は毛頭な
く、反スタの人間をバクル為に運動を利用
しようとする。

引用所

理論救線(社会主義学生同盟京大支部
機関誌第五一、一九六二年四月二日発
行)より

「完全軍縮案」

―その小ブル性―

去る二十六日午前〇時十五分、アメリカはクリスマス島において核実験を再開した。かかる核実験の本質を言及することは次の機会に譲り、これを契機に日本共産党、民青諸君から、再度提起されるであろう「完全軍縮」の問題について小論を展開しよう。

この「完全軍縮」の問題の背景は、間違いない彼らの「一國、社会主義論」「平和共存論」からでもあり、ソ連の共産主義社会(?)建設のために(プロレタリア革命を志向するのではなく)各国の労働者の立場を無視した、大國(?)ソ連の資本主義との協定でしかない。これは善意に解釈しても彼らの資本主義自体に対する認識不足であるか歪曲もはなはだしいといわざるをえない。

資本主義社会における軍隊の役割、即ち再生産過程における軍需の意義、市場問題における軍隊の意義の理解の上に立つならば米國をはじめ資本主義國家が、軍備全廃を目指すか、軍縮協定に同意することは

全く考えられないからである。

結論を急ごう。労働者が資本家どもと話し合つて、彼らと協定を結ぶ方向をとつても何も解決らしい解決はでてこないであろう。いわんや、資本家との協定を夢みるにいたつては労働者にとつて代償のない、害毒を流す以外の何もでもない。資本家と労働者の対立は協定で解決が得られるような単なる意見の対立ではない。いふまでもなく利害の対立であり、資本主義社会がそれ自体内包する根本的な矛盾の発露である。よしんば軍縮協定が締結されたとしても、實際過去においても第一次大戦から第二次大戦に至る過程で、ロンドン會議、ワシントン會議などいくつかの軍縮會議が開かれ、軍縮協定が締結されたが、資本主義の内的矛盾が激化する過程で自らの手によつて打ちやぶり、自らの足によつて踏みじり第二次世界大戦に突入していつたことはこれまた歴史の証明している。

資本主義間において永続的な協定が協定はありえないそれ以上に資本家と労働者との間には瞬時的にも「協定」は成立しえないのである。これに対し日本共産党、民青の諸君は次の如く我々にかみつてくるで

あろう。「ブレストリフツク条約を見よ」

と。だが、レーニンは、この締結にあたり、妥協を妥協としてみとめ、これを正当化する事の誤りを指適、強調し、相手國にするもこれが寸時の妥協たることを伝言しており、現在日共の諸君が行わんとしている「協定」とは本質的に言つてよい程、相違するものである。彼らは過去においても資本主義との協定を正当化せんと試みてきたし、この「完全軍縮協定」を正当化する方向で試み、これを持つて共産主義社会の成立に貢献するかの幻想をすら大衆の前にばらまいているのである。

かつてレーニンは言つた「平和主義とか、資本主義のもとでの國際的軍備撤廃とか、その他これに似たスローガンはただ単に反動的なエートピアであるばかりでなく、又労働者に対する直接の偽善であつてプロレタリアートの武装を解除し、そして搾取者の武装解除という任務から彼等をそらすことを目的としている」「ロシア共産党は、資本主義のもとでの軍備撤廃への期待を、たとえ社会主義者または社会民主主義者としていようとも実は小ブルジョア民主主義者の反動的な小市民的幻想として断固

として拒否する。」と、共に「ロシア共産党(ボ)綱領」

以上のようなレーニンの軍備撤廃、軍縮に関する論文に対し、分厚い「完全軍縮案」を小書きにかかえて華々しく宣伝を行つてゐる、目録「社会主義者」日本共産党、民青それに構造改革諸派の諸君は、いかなる反駁の余地を見つけ、いかに反駁せんとするのか。

社会学大機關誌五二
理論戦線(一九六二年四月二十日)
より引用

大規模な討論集會を組織し

平和運動の理論を確立せよ

核兵器の未曾有の発達は「兩階級の共仆れ」の可能性を含みつゝ全世界のあらゆる潮流に対してそれなりの対応のしかたを要求している。一九五六年のソ連共産党第二次回大会以来國際的な平和運動の主導理論であつた「平和共存」理論は、昨年九月のソ連の核実験を契機として実践的にはもちろぬ理論的にも破さんとして、國際的な平

和運動の勢力の中から急速度の後退を余儀なくされている。

こうした状況を反映して、日本原水協の混乱に最もよく現われているように、國際的な平和運動は混乱の極に達している。広汎な人類の危機感に立脚した、バートランド・ラッセルの率いる百人委員会の「絶対的平和運動」とでも呼ぶべき運動が全世界の注目を集めてゐる事実はこうした、状況を反映したものである。又國際的な共産主義軍備の持つ理論の弱さを明確に反映したものと促えられなければならない。日本の学生運動はこうした國際的な状況の一切を集約した形で存在すると同時に、「平和共存」理論に対する批判の出発点を昨年九月にはなく、一九五八年の全学連十一回大会、十二回大会の時点に持つてゐるといふ点で、又「平和共存理論」を単に一九五六年段階からではなくスタリーニストによる「一國社会主義」の固定化の時点から批判したという点に於てきわ立つた存在を示している。

しかしながら学生運動内部の諸潮流派が日本学生運動の持つ他の諸運動に対する優位性に立脚して運動を展開し、あるいは理論を深めていかうかはうたがわしい。全学連派を自称するマルクス主義学生同盟の諸君はそのソ連論(スタリーニ主義)に対する無定見をそのまま、平和運動の理論に反映させ、革命的な反戦斗争なるものを完全な自然発生性に拝跪する右翼的平和運動の間をウロウロしている。彼らがソ連論において、トロツキーの「墮落した労働者國家」論をトニークリフらの「官僚制國家資本主義」論の間をさまよひ、いわゆる第三範疇論をとる限り、彼らはこの状況から脱却することはできないだろう。実践的にも理論的にも破綻を明らかにした「平和共存」論に今なお盲目的にしがみつており、学生運動内部の一潮流たることをも大衆的に拒否されようとしてゐる日共、民青の諸君らとはともかく、春日新党という形で党内民主主義をかかげて日共から離脱してきた構造改革派の諸君は「大衆運動に混乱をきたした」という理由でソ連の核実験に反対しているが、彼らの立場はトリアツテイの「民族共産主義」から一歩も出るものではない。彼らが「平和共存」理論をスタリーニ

の「一國社会主義論」(生産力論-体制間矛盾)の延長上に於いてとらえらるるとともに、

今回のソ連の核実験を「平和共存」理論の必然の帰結としてとらえ得た時、はじめて、彼らは民族共産主義の立場を脱脚できるのである。

我々はヨーロッパ共同市場という形で資本主義の延命を許し、核戦争による「両階級の共仆れ」の可能性を招来した（我々を含めての）国際共産主義運動の全人類に対する責任を明らかにするとともに運動の全過程を客観化し、総括する中から、我々の今日の状況に対する理論を早急に確立しなければならぬ。

我々は四月二六日一〇〇〇名をこえる学友を結集して巨大な核実験反対斗争を組織することに成功した。今後の我々の課題は、「平和運動から反帝斗争へ」という学生運動の生みだしたすぐれた結論を現在の状況の中で理論とする過程を通じて、核実験問題を契機にして組織された巨大な大衆運動を「憲法改悪」「日韓会談」等の国内・外への日本帝国主義政策に対決する具体的な反帝斗争へと転化せしめなければならぬ。

京都府学連書記局通達

(一九六二年四月二七日)より引用

二、憲法斗争

帝国主義的憲法制定の陰謀を粉碎せよ

(一) 「西欧資本主義は、マーシャル援助を足がかりとして復活し、各国で再び一九五四年の西歐資本主義の本格的昂揚局面を中心に資本蓄積をなした独占が復活発展した。(この局面とは歴史的合理的、近代化課程として展開された。)」

「一方で、経済領域のカベにぶつかつた独占はその個別資本的克服手段である資本のからみあいをはきおこし、域内関税の撤廃、貿易為替の自由化等々が広域市場の実現基礎を形成した。かくしてE.E.C成立以前から西歐においては、資本輸出とそれによる資本の国際的からまり合いがこれら六ヶ国の工業生産力を更に平準化させた。」

「こうして経済領域の狭さを克服するならば商品の生産コスト引下げが可能になり、世界市場におけるドルポンドをおしのけて

輸出を拡大させることが出来、関税引下げによつてそこなわれる利潤を償つて余りある利潤をうる事ができるはずであつた。

「帝国主義の新段階とは、このE.E.C発展によつてもたらされる新たな競争の段階である。」

「E.E.Cの発展に対して根底において対決をせまられているのはアメリカである。最近の自由化政策によるE.E.Cへの接近、そして競争力強化をねらつた資金ストンプ政策や、或いはそれに伴う国内の矛盾緩和策としての保護貿易策などは、第二次大戦にかけてE.E.Cに匹敵する広域市場、大量生産、コストダウンの実現により未だ最強の競争力をもつ資本主義として存在しながらも世界におけるアメリカの地位の変化を如実に示すものである。」

「さらに、苦しいのはイギリスである。」自由化の展開は、正に試練の時である。近

(引用は「烽火」より)

一九五六年以降の歴史的近代化投資の過程が展開され、世界的規模に達する巨大企業が形成された。この過程は、岩戸景気、高度成長によつて実現される。

安保改定はそうした日本資本主義の高度の発展の、国際的政治課程における帝国主義的な総括であつた。「投資が投資を呼ぶ」という未曾有の好況が到来したのはまさにこの斗いをはさむ時期であつた。その時期は、戦後の復興課程からひきつづく内的膨張の集大成であつた。

かくして、一流の帝国主義としての力量を蓄積した日本資本主義はその内的矛盾の展開として他の帝国主義と同様の問題にぶつかつた。すなわち「帝国主義と市場」という問題である。高度成長が国際収支の悪化によつて行きづまりをみせたことは新たな輸出市場の形成を確保しないかぎり、設備と生産の過剰を処理出来ないということの意味していたのである。そして日本資本主義は、当然にも同様の問題を保持する世界帝国主義の競争形態である自由化という形態にわが身を委さねばならぬなつた。

代合理化課程において、ヨーロッパに数年のおくれをとっている日本、安定的な市場をもたぬ日本、そこでは鉄鋼等々の日本資本主義は一大危機を招来する。

この課程の資本家的解決の道は、伝統的な戦前型低賃金の保持とソシャルダンピングを中核とし国家独占機構の操作と弱小産業企業の「整理」断行による産業構造の再編、東南アジアにおける独裁的市場権の確保によつてのみ可能となる。

その理由は労働者階級への賃銀ストップと合理化の為、中小企業の倒産は申すに及ばず独占競争を激化される意味で危機の規模は戦後を回するものである。

憲法とは、階級斗争の一応の慎静化の上になつて、支配者階級内の各分派が、その現実の力関係の確認の上になつて、その形態を法制化したものである。

近代憲法が、社会経済的内容を欠いているのは、自由な商品売買を前提とする資本主義社会の確認の上になつていゝことであり、そこからの諸階級の権力参加の形態を定めたものである。

国家とは、市民社会の総括であり、その

社会の諸階級の集約形態であり、権力に対する係りあいこそが、諸階級の相互関係を表現しているものならば、憲法こそは、まさしく、決定された時点における、階級の関係を内容として保持しているのである。

第二次大戦による、日本帝国主義の敗北は、一つの革命的危機をもたらした。支配者階級の権力機構の崩壊と、労働者階級の反撃の高揚の中で、ブルジョア自身は、社会的再建の方策を発見出来得なかつた。

その時、アメリカ占領軍のイニシアのもとで形成された日本国憲法は、この混乱した階級関係を再集約する力をもつた。もつとも厳格に、ブルジョア民主主義的に規定宣言された。日本国憲法にしてか、が、あの労働者の商場をそらせることが出来たのである。(甲)

その意味で、日本国憲法は、決して、「先取り」されたものではなく、まさに、あの当時の力関係を確認し、日本資本主義再建の礎を固めるものであつた。

(乙) 二・一スト等々の戦後労働に、天皇行幸と憲法発布が京大に効果のあつたこと。

だが、社会の動向が、一枚の紙切れや、

盗によつて、根底的に決定されない限り、当時の力関係を紙切れで固定しようとするのは、出来ない相談であつた。

日本資本主義とその運動に規定され階級の様相は、当時の意味での「新憲法」の存在を拒否した。

憲法が制定された一年後、早くも、政治反動は開始された。

日本資本主義のゼイ弱る基盤は、その後蓄積課程に於ても、労働者階級の無制限な反抗を保障しえず、たゞちに、公務員、企業労働者のスト権はく奪をもつておそいか、つてきた。

この政令二〇七号にはじまる戦後の反動化課程と権力装備こそは、戦後の日本の現実の支配機構をなしているのである。

しかも、憲法制定当時、大さわざで宣伝された内容と似ても似つかぬ現代の支配機構の総体的表境も又、いやそののみが日本国憲法をなしたのである。

ブルジョア憲法が、一般にそうであるように日本憲法も「偉大な矛盾」を含んでいる。平等な政治参加を許容している限り支配者階級と、被害者階級に、全く相反する解釈を許可している。だから独占資本は

「改憲だ、この叫びをよそに自らの支配の必要から、諸法規を定め、裁判所は合憲だと判断し、その決定は、裁判権の独立を定める憲法によつて逆に保障されるのである。

だから現実の支配機構とは別に、憲法の「理解」なるものが宙にういて存在し、それを「完全実施」させようとするのは、インテリの空念仏にすぎない。

現在における憲法問題とは、日本資本主義の危機の必然的結果として、新たな支配機構「新憲法」の名では呼べない支配機構をつくり出そうとするものなのである。

危機の進行は、全資本家階級の暴力(海外進出)と反動(労働者抑圧)への強裂な衝動と、プチブルの生活不安・社会不安からくる動揺、その反労働者性の増大、労働者階級の、反合理化斗争の激化、生活不安……といった、全階級・全社会的な現状打破へのエネルギーを醸成する。改憲は、独占資本による、その再集約なのであり、諸階級を独占資本のもとに完全に掌握する体制を確立しようとするものである。

第九条改正による軍隊と海外出兵の公認、祖国防衛義務の明確化。

天皇元首、首相公選、基本的人権の制限等々による行政権の質的強化。

この二つは、分散的状況にある、大衆の意識を、それ故に、権力としての集中性を分そなえていない現状に対し、軍隊という形で、また行政府という形で、統一点を形成しようとするものである。即ち、国家の意志(実はブルジョアの階級利害)を、幻想性を強固にもつた具体物として、表現することにより、強固な国家的意識を形成しようとするものである。

純粋のブルジョア共和制が、「自分も生き、人も生きるに任せる」を理想とする(マルクス)ならば、「国家の生き方」を「個人の生き方」に強制しようとする統治形態がつくり上げられるのである。

かかる統治形態が、前記の二つの実体的内容をそなえて完成されることにより、完全な帝国主義的政策が可能となるのである。だから憲法改悪は、実に新たな国家即ち、帝国主義国家の完成した姿を表現しようとするものである。

(丙) 憲法改正は、かかる、国家の統治形態の

改変をも意味する限り、単なる帝国主義的諸政策とは異つた意味をもつている。即ち、全社会の階級にとつて、その権力への係り合いを改変する限り、政治斗争としては最高の広がりとも深まりを予想させるものである。

ブルジョア階級にとつて、それは、危機脱出のための、第一の突破口たることを意味し、安保の時に、さげられた「戦後十五年は労働者の時代であつた。以後十五年は経営者の時代である」ということを、具体化しようとするものである。

そのために、周到な用意を要求される。周到な用意とは、ブルジョア政党の強化であり、その政党の基盤となつている諸階層即ち、農民、都市小工業、官僚層における現状打開への気迫の形成と、独占資本によるその組織化である。

彼等はしたがつて、憲法を具体化する課程で、次々と個別的な反動攻勢を展開する。官僚機構の整備、日韓会談、新政暴法、大学管地制、スト規制法……かくして、彼等は、旧中間層の生活不安を、反労働者の傾向と、祖国ヨロ主義に強化させ、自らの改憲の中に、古き良き日本をおかせ

ることにより、自らの最も忠実な政治的下僕として利用しようとするのである。

「新憲法感覚」が、もつとも「定着」しているといわれる都市小市民層に於ては、この危機の客観的反映として、必死で「新憲法」の集約理念にしがみつく。そして、社会の巨大な動きが、「新憲法」の危機をもたらし、その限りで、改憲反対斗争の初期に於ては、最も急進的な行動を示す。既に、全学連が斗いはじめ、社会党が13論を強固におし出し、「世界」や「思想」が正面からこれを取りあげているのは、その現れである。戦後の政治課程を形成する反核兵器、反ファシズムの意識から、反戦↓第九条ヨゴという思考はとにかくとして、いまねずよい現状満足からの護憲論（「世界」の「進歩紙」共通の思考）急速な分解をとげるであろう。その意味では、実際の改悪課程は、民社ですら、賛成にまわる可能性を保持しよう。

ブルジョアジーの資本主義の危機への対応策が、低賃金構造へのシガミツキと東南アアの安定市場確立以外にあたえないならば、それは、労働者階級への徹底的な攻撃を意味する。賃金ストンプに対する反抗、自由化による合理化、首切りへの反抗、そしてそれに対する独占資本の野蛮な弾圧、中小市民の反労働者性の増大、産業別ヒエラルヒーの未確立から来る争議の局地的暴動化、こうした状況のもとに於て本格化する憲法改悪は、労働者階級にとつて、抑圧の一端の強化、戦争へのカリタテという、資本家階級への全面的屈服の強要として受けとめられる。

だから、斗いのバネは、必然的に、インテリゲンツィアの目につくような、理念からの出発ではなくて、現実からの出発になるのである。なにか、こうした、労働者階級の、抑圧の増大は、変革のエネルギーを強固にひめさせるのである。出発点は依然として、安保的な、組合を基軸とした体制内の抵抗の模相をおびた政治斗争になるとしても、こうした労働者階級の「現実」の意識は、斗いの深化と共に、その指導と、又その組織形態と異つたものを要求し出し、本格的な政治斗争への展望を切り開くであろう。その意味で、「護憲論」や「憲法完全実施論」はその展望を喪失させるものとして、極めて反動的である。

そうしたプロレタリアートの支配（新しい国家）は実は、この斗いの中の結合關係を普遍化したものでなければならぬからである。かつて、日共は、憲法制定の時、三二テ一セのやき直し版を人民憲法として提起したが、当然にも、それは、日本プロレタリアートと人民の歴史を経たものでなく、それ故、包括性を持つことが出来ず、斗いとは無縁の代物となつてしまつた。

現在、日本プロレタリアートの成熟は、包括性をもつた憲法を提起するに至つていないのである。諸政民政良での斗いの敗北こそが、それをもたらし、その用語だけでは抽象の域を脱しえない。

革命憲法とは、プロレタリアートの支配として抽象される具体的な階級相互關係を描写したものとして考えねばならない。そのためには、改憲反対斗争の課程において生み生される諸階級の相互關係と、労働者階級の権力接近の具体的歴史經濟が前提されねばならないのである。

共産主義 三谷論文引用

味する。賃金ストンプに対する反抗、自由化による合理化、首切りへの反抗、そしてそれに対する独占資本の野蛮な弾圧、中小市民の反労働者性の増大、産業別ヒエラルヒーの未確立から来る争議の局地的暴動化、こうした状況のもとに於て本格化する憲法改悪は、労働者階級にとつて、抑圧の一端の強化、戦争へのカリタテという、資本家階級への全面的屈服の強要として受けとめられる。

だから、斗いのバネは、必然的に、インテリゲンツィアの目につくような、理念からの出発ではなくて、現実からの出発になるのである。なにか、こうした、労働者階級の、抑圧の増大は、変革のエネルギーを強固にひめさせるのである。出発点は依然として、安保的な、組合を基軸とした体制内の抵抗の模相をおびた政治斗争になるとしても、こうした労働者階級の「現実」の意識は、斗いの深化と共に、その指導と、又その組織形態と異つたものを要求し出し、本格的な政治斗争への展望を切り開くであろう。その意味で、「護憲論」や「憲法完全実施論」はその展望を喪失させるものとして、極めて反動的である。

「あらかじめ憲法を改正するという見解に立つて行なうのではなく、現行憲法が現在の基本の一見中立的な装をこらして各地で開かれてゐる「憲法公聴会」なるものこそは、支配階級の慎重な憲法改悪の軌道を敷くための先陣なのである。

日本プロレタリアートの巨大な抵抗が予想されるが故に、慎重にまず「改悪ムード」をかもし出すことが支配階級にとつて必要なのだ。

かかるブルジョアの改悪ムード醸成に対して日本をアジアの反革命の拠点としようとする。謀に対して、我々労働者学生は、全面的に対決しなければならぬ。

かかる斗争は民青、日共、構改派（現社研）連中のブルジョア「憲法ヨゴ」「憲法の完全実施」などというブルジョア政治体制の公認のもとに敵の土俵でスモウをとるのでなく、ブルジョアジーの政治改ゲキに対する全面的な反撃として「帝国主義憲法粉砕」のスローガンの下に結集せねばならない。

戦后日本は、憲法に示された、ブルジョア民主主義の治形態は、資本主義発展にと

打たれている慎重な布石に外ならないのだ。

憲法斗争の革命的方向を追求せよ

帝国主義的憲法の陰謀

粉砕

もない 扶的自由と生活の安定という幻想をもたらししたが故に、憲法改悪は必然的に、ブルジョア的危機感を引き起し、安保斗争以上のブルジョア的高揚を伴う斗争となるだろう。

過去十七年間を通じて、反動諸立法の制定、公安条例の拡大適用、憲法の条文に違反した行政執行などと、ブルジョアジーが着々と自己の政治支配制を確立して来た事に気づかぬが故に最終的な、ブルジョアジーの支配体制の確立「憲法改悪」に「憲法ヨゴ」と「憲法の完全実施」を対置することによりブルジョアジーの捨てた旧い政治体制への幻想にしがみつこうとする。プロレタリアートの憲法改悪に対する斗争をブルジョア民主主義的政治的権利の確保拡大におしとどめる、民青、日共青年派、現社研、護憲運動としての議会主義におしとどめる社会党、ブルジョアの合法主義に労働者の斗争をしばりつける民間――

「憲法斗争」を改良斗争の枠の中に押し込めるような役割しか果たし得ないであろう。これらすべての既成「部」を断呼として、暴露しよう

彼等は、憲法が「ブルジョアジーの支配と搾取の道具」にすぎないことを、政治権力がブルジョアジーの手中にある限り、憲法がいかに美辞麗句で飾られていようと、この本質は、絶対に変わり得ないものであるということをも完全に忘れていたのだ。

我々、革命労働者学生は――憲法改悪の階級の本質をバカロシつ、同時に、労働者の憲法ブルジョア民主主義議会への幻想をたえずバカロシ、ブルジョア民主主義ヨゴから分離し――帝国主義的諸政策との全面的対策のため「帝国主義憲法粉砕」のスローガンのもとに結果しよう。

1里 見 作1
関西共産主義者同盟立命 胞闘闘誌
「小さな 上げ」より引用

当面する政治過程と憲法改定
――必然性をもつ「憲法改悪」
――飽和点の帝国主義政策――

要求される憲法斗争の総合的把握
学生運動の活動家は、天下大平を打ちやぶる安保斗争の再現の契機となりうるとし

て憲法斗争を夢み、既成左翼の第一番手社会党は「構造改革」路線により参議院選挙を通じて「3 単独確保のための「護憲・民主・中立」政府の実現というムードをかき立て、そして日本共産党は相もかわらぬ基礎斗争、ガリーン歓迎会として選挙の後援会、野坂議長当然をガナリたてる。それが今日の参議員選挙をめぐる情勢である。このような涼々の運動の諸潮流の動きとは別に日本独占ブルジョアジーの「政党内閣」と政府（池田内閣）はある時は改憲を強調し治安を強調し、あるいはそれを否定し「三分の二の議席獲得をしたとしても直ちに改憲は考えていない」といふ参議院選挙と憲法問題を切り離そうとしてゐる。また自民党、独占ブルジョアジーの別動隊「民社」も今の所改憲にはなりをひそめてゐる。以上の如く改憲問題は「一応当面の政治過程からは後退し、憲法調査会と池田内閣との関係ではむしろ前者による準備過程として現象し、参議院選挙をめぐる情勢は経済情勢と自民党次期総裁をめぐる藤山派、佐藤派の対立にほられようとしてゐる。

いふならば池田内閣としては当面は依然

として基本的に低姿勢で「経済政策」を前面におしだし、日韓会談も、治安立法も憲法改定も参議院選挙後にもちこし、まず自党の体制をはかること、そして折からの国際収支の均衡回復の問題と自由化への対処を当面の問題とし参議院選挙にはとくに目だつた政策は掲げないという調子になつてゐる。かくて安保条約改定以後の大政治斗争とみられる憲法斗争は一応政治過程の前面からは後退しあらためて憲法斗争の総合的な把握が要求されている。それはいわば包括的政治課題としての憲法をめぐる綱領的、戦略的対決を云々し、憲法完全実施のスローガンをもつところの日本の構造改革派に対しては予定外のことであり遂に当面の階級情勢を起点とし、さらに客観情勢とあわせて主体的情勢をきり開いて行こうとする安保以降の我々の立場からは改めてきたるべき政治斗争の焦点をあわせる必要として理解される。

△改憲めぐる池田内閣のうごき▽

改憲をめぐる独占ブルジョアジーの政府、池田内閣と自民党の政策は、以上の如く経済情勢と次期総裁選挙さらにはその後の政権担当者めぐつての情勢如何で大きく変

つてくるであろう。特に戦後の政治局面を転回点でみるならば昭和三十年以前の反動化過程（サンフランシスコ条約や破防法）を支えた要素としてのドツチ安定恐慌後の朝戦戦争と特需ブームによる経済復興過程また昭和三十年の民間企業の近代化投資、生産性向上運動の動向と鳩山内閣の改憲小選挙区制法案をみてもあるいはそれ以降の民間設備投資を軸とした好況局面と安保改定をみても、いずれも支配階級のリーダーシップが内的に強固な体制をもち、また一応それを支えるような経済局面であることが大きな特徴として把握される。したがつて三十年以降の経済的発展、国内に於ける設備投資を中心とした膨張を国際的におしだすといつた意味をもつ警備法、安保改定さらにはその後の政治的プログラムとしての国防法、改悪のコースは現に進行している国際収支の悪化にもなる高度成長等の破綻により大きくつまづくことになつた。

現にこのつまづきは、池田内閣体制による所得倍増、政治的低姿勢をゆすり、治安強化、池田低姿勢批判グループと藤山発言にみられる池田経済政策批判となつてあらわ

るのは池田、佐藤の官僚グループであり、その政策は依然として自由化にそなえて民間設備投資の続行、そのために必要な措置をとるといふ強行策をつづけ、しかも他方では金融引締めによる資金繰り難で中、小企業へしわよせもやむをえないといつたもので五月には倒産件数が戦後最大となつてゐる。またこの設備投資強行策は今年の春斗にみられるごとく未だ生産性の下らぬ状況宣伝により買上げ抑制政策をおしす、めることにもあらわれた。とわいえ漸く日本経済は工業生産の低下引締めの影響の本格化の局面に入りつ、あること、それが卸売価格の横ばい消費者物価の高騰となり中小企業者に極めて大きな生活上の負担の増大としてひびいてゐることは事実であり、特に消費者物価の値上げによる反池田内閣のムードは徐々に高まりつつあるようにみえる。いまのところこのような状況に対し極力低姿勢と秋の国際収支回復により池田体制を維持すること参議員選挙もその観点からくりむむことに自民党の体制もかたまりつつあるように思われる。またそれ故にこそ政治による大学の管理運営権の強化、治安

立法強化などの政策も強調したり、弁明したりのあいまいな政策となつてゐる。

「うかびでる「憲法斗争」のイメージ」さて再確認するならば、現行憲法に對し戦後歴史的時点における様々の階級的力関係のなかでの反動化の基本的過程といつた側面での評面を一応ぬきにして、日本の支配階級と現行憲法という観点からのみ、即ち構造的にみるならば、確に彼らの要求からして、内部的な操作によるこれ以上の内的な帝国主義的政策の推進は飽和点に達しているといえよう。そして条文そのものの改悪が日本の支配階級にとつてまさに必然的な要求となつてゐるところにこそ「憲法斗争」のイメージが我々の間で問題にされはじめてゐるところの根拠がある。だが實際には先にみたような反動グループそのものの内部が、例えば経済局面の自信に支えられ、あるいは逆に自らの階級的危機を政治、経済面での強力な政策でのいさる点での意志統一に支えられるか、さらにはその時点での現実の反政府運動の動向により政治過程は特徴づけられる。したがつて現在からみるならば二三年の波動でみた条文そのものの改定を日本の政治経済の基礎的

な流れとして理解することは、必ずしも現実の政治過程に對する有効な対決とはならないであらう。現在進行するところの憲法斗争にはその意味で二つの流れがあり、それはいわば当面参議院選で票を獲得することに力点をおいて議院主義的な社会党的、構造改革の潮流と全字連（社字同）や、我々関西フロントにみられる調査会、公安系例そのものを端緒とした憲法改悪の、謀粉砕斗争を強調する潮流がそれである。

以上現在の政治局面が自民党池田内閣の低姿勢と社会党の右翼的構造改革により、天下太平というよりも鋭どさのない情勢としておりさらに重要な政治問題が秋の「国際收支回復」の問題、自民党の新たな政治体制とその政策にむしほられつつあることをみてきた。そしてそれに対して反政府運動側の動向といえは当面国際情勢の中心となつた米ソ原水爆実験にも強力な指導理論がでず、またまさに独占本位の経済政策にもとづく労働都市への資本攻勢に對しても合理化斗争、賃上げ斗争ともに低調に終り、かゝる指導体制の混迷下にあつてそこに強烈な新勢力のおこる動きすらみられないのが現状である。まだ既制左翼グループ

プでは日共は民族民主の民族路線に自己充足し、社会党は安保総括の中心問題の一つとしての「指導体制」の強化は構造改革で社会党政権をとる先労働組合の票と資金獲得及び地域後援会組織づくりに主力をそ、いでゐる。いうならば重大な政治的対立点へと発展すべき芽となつた「春斗」もそのために早々に切り上げてしまつた。そしてただ安保のエネルギーと憲法の形式的民主制との分析に名をかりてあゝでもないこのでもないといひねくりまわすジャーナリスト的市民主義者の字者グループだけが勇まし

われわれはそのような動きとは別に、秋に予測される文教に對する反動化政策、治案立法の強化に對し、大衆運動の連続的発展の上に組織体制をまずききあげることを通じて対抗する以外の途はないと思ふ。この様な連続のみが新たな大衆運動の昂揚をもたらし、そしてその組織的指導体制の思想に於る独占ブルジョアに對する非妥協こそがその昂揚を革命的となし、その過程を通じてのみ「新左翼」が生ずる。このコースこそが安保斗争をのりこえる唯一の途である。

関西共産主義者同盟常任委員
飛鳥 浩次郎

憲法斗争と議院主義 我々は如何に 対処すべきか

一、我々が憲法斗争を語る時、まず第一に明らかにしておかねばならないことは現在提起されてゐる。憲法改悪の陰謀は旧来の内部操作をもつてする事実的改悪とは異なりそのような操作自身の限界性を痛感する支配階級の焦りによつて即ち日本資本主義をとりまく困難な諸情勢の確認をもつて把握される。それは何よりも日本資本主義の国際的地位の低下、特にEECをめぐる諸情勢によつて理解される。すなわち、米ソ二大勢力圏へのEECの切り込みそしてアメリカ帝国主義の地位の相対的低下にともなう、アメリカの世界戦略構想の再編、日本独占企業の相対的弱さをかかえた上での自由化による帝国主義的価格競争を通じの市場争奪といつた戦後日本帝国主義の発展段階の必然化、及びアメリカの極東政策に代る極東危機への独自の、帝国主義的対応の必要性これらは国際情勢における

日本の独占ブルジョワの危機感を助成する方向に強力に作用してゐる。しかし日本をも含みようやく、米、西独、英等の戦後景気づゆんかんは過熱停滞の様相をつよめ労働者階級の賃上げ攻勢をテコとした独占企業への排撃もつよまつてきてゐるのみならず、過剰になりつつある商品のみならず市場競争は単に對米對EEC貿易のみならず、アジア地域においても販路を見出すのに激烈な競争を必然化し、かかる資本や商品の輸出は後進国諸国の政治的不安定、革命情勢によつて執かされるといつた状態にある。日本の独占資本が日本の国家体制を

新たな現代の帝国主義として再把握しようとする衝動は以上の理由により、まことに根強よいものである。そしてそれに加へ今年度の参院選挙における改悪に必要な手段としての参院2-3の議員数獲得に保守勢力が極めて有利な情勢にあるという否定のしようのない現実に反体制勢力は如何に対処するの

二、日本プロレタリアートを先頭とする大衆はこの陰謀に對してどのように決談しようとしてゐるか少なくとも我々の見る限りでの日本プロレタリアートの思想的動向は、

社会党的護憲ムード、共産党的、部分の狭小化された（反米基地斗争）戦斗性、構革派の「積極的攻勢」憲法完全実施」の呼びかけの空転、そしてそれらを貫くものとして全体的な護憲ムード、すなわちブルジョワ目的からがすでにすてさうとする古い政治体制にしがみく保守主義が支配してゐる。しかも一方に於いて指導部隊は完全に議院主義へと没入してゐる。

三、では資本主義国家に於ける議院の本質とは何か、レーニンは国家と革命の中で次のように述べてゐる「支配階級のどの成員が議会で人民を叩きし策りんするかを数年にた一度決めること この点に議院制立憲國をはじめ最も民主的な共和國に於てもブルジョア議院主義の真の本質がある」そしてレーニンはなおも続ける「どの議院主義でもよいから一督したまへ真の「国家」活動は舞臺裏でおこなわれ各省や官房や参謀本部が遂行している。議院では庶民をあざむくという特別の目的でおしやべりをしているに過ぎない」レーニンの議院に對する見解は現在の段階でも本質論としてまつたく有効である。しかしこの事から議院ナンセンスときめつける事によつて事足れりとするならば現代の具体的

分析を危いつた救済主義として批判されねばならない。我々にとつて必要なことは現代の諸々の新しい現象を本質論との関連で実践的対応の問題として把握することである。

四、戦後日本に於いてはイタリー・ベルギー等と反く民主主義が憲法として定型化されておらずに議院民主主義制度が確立されている。そのもとに於いてはブルジョワジーの政治的、軍事的政策は形式的にせよ議院を通過する。従つて憲法にせよ安保にせよ又政暴法にせよその可能性が大きい。議院の中でその論議、決定をめぐつて斗争の山がつけられる。また反動化に対しても具体的には議院に於いて現出されるのが故にその反対斗争は議院民主主義の立場が支配的となりやすい。民主主義斗争が全て民主主義より強固という小ブルの性格を強くもつるが故である。しかし現段階に於いて定型化された民主主義、すなわち憲法そのものが危機にさらされておらず、しかもそれが単に条文の一部が愛るといつた問題ではなしに日本帝国主義の新しい質的飛躍の集中的表現としての帝国主義憲法の制定といつた形で明確にブルジョアジーの側からする革命として出されておらずに我々が単に議院で一線を確保することを唯一の目的とすることが如何に犯罪的であり、又

護憲のスコーガンが如何に現実の前で無力であるかが明らかである。そしてそれは戦前に於いてはワイマール憲法からヒトラーに至る過程また戦後に於いては再軍備に至る西独、そして第四共和制からドゴール憲法に至るフランスの歴史をみても明確に確認出来るのではない。自由競争には民主主義が照応し経済の独占には政治の独占には政治の独占が照応するということ。いかにえらばらば帝国主義と民主主義とは決定的に矛盾しているということである。そしてブルジョアジーの側から出された体制変革帝国主義憲法制定に対して我々、反体制側が単に古い体制にしがみつくとではなく最終的な憲法斗争の局面に於いては明確な反体制側よりする体制変革のイメージの対置が必要とされるであろうことは明らかである。

五、しかしそのことは現段階に於ける憲法斗争が人民大衆の中に広くある護憲ムードや新憲法感覚といつたものに依拠して発展することを否定するものでは決してない。たゞ憲法斗争が最終的には権力の問題を抱括するような広さと深さをもつておると云うことを知らねばならないということである。それをふまえた上で安保斗争の総括になぞらえて憲法斗争の政治過程をえがくとするならばこうである。

五月三〇日を憲法改悪阻止の 大衆的高場の口火とせよ

いる。学生運動の先駆性を確認する我々は現実に行進している資本の危機が同時に日本の大衆―我々の危機（自由をこら殺され、海外派兵を通じて戦争に引ずり込まれる危機）に連らなつておりそのような危機を主体的に受けとめ反動勢力との力関係を力で逆転するだけの体制を早急にととのえる必要がある。我々は憲法斗争を議院主義におしこめること（即ち選挙斗争におしこめる他の行動はあたかもちよう発であるかのように理解し力の対決をさける）に断固反対し、力の論議、大衆運動の展開に於ける我々のささやかなけつぎがやがて学生運動の大衆的な高揚を作りそれがプロレタリア―人民のドドウのような進撃にひきつがれて行かねばならない。現実の政治過程の中でかかる事態は可能であるし、しかも我々こそその発火点をにぎつておることを確認しなければならぬ。そうして憲法斗争が国際的に持つ意味は帝国主義の危機の同時性―国際性を基盤として重要であり、全世界のプロレタリアートの課題を結合され得る問題である。

同大校友会通達より引用

- ① 新憲法は日本人民が日本帝国主義の敗戦に際して奪いとつた陣地である。そしてそれが現在ふた、び支配階級の手によつて奪い返えされようとしている。プロレタリアート人民が権力と生産手段の奪取に成功せず、その陣地が資本主義という土台のうえに築かれたかぎり、経済の独占が復活し、発展する以上それが帝国主義へと成長し、今や日本帝国主義はこの憲法改悪をメルクマールとしながら新しい飛躍の段階に突入しつつある。国際市場の争奪戦が激化するに従つて階級間の衝突がひんぱん化し、従つて、奪われた地をとりもどそうとする反動の志向は避けられない。
- ② 何故なら、自由競争には民主主義が照応するが、経済の独占には政治の独占が照応するからである。言いかえればこうである。帝国主義と民主主義は矛盾するからである。我々はこの命題をワイヨール体制の発生と崩壊の歴において、再軍備した西独の戦後、に、第四共和制憲

- ③ 現段階に於いて出されてきている憲法改悪の陰謀は単に戦争放棄の条項がどう改悪されるかというような問題ではなしに明確にそれは新しい帝国主義憲法の制定と云うことである。金融独占資本のイデオロギーはあらゆる階級を包括するイデオロギーでなければならぬ。そしてそれは實際主義あるいは各人の利害を觀念上で克服する民族主義しかないものである。その上に立つて支配者の論議が貫徹される。それは民族とは国家であり、国家の擁護であるという論理をもつ。
- ④ 日本共産党の諸君のように、現時点に於ける憲法改悪阻止を主権回復斗争として位置づけ、従つて民族独立斗争として規定する以上、美質的に支配者の論議と同様であり同質の論理構造をもつておるといわざるをえない。彼等の反基地斗争もかゝる観点より斗われる以上、中国ヤソ連のスターリニスト官僚を喜ばせる以上の意義をもたない。

- ① 反対意志の全国的組織化の段階、宣伝、教育を中心とした啓蒙活動から護憲的色彩の強い斗争として状態に大規模な集會街道デモストレーションの発展
- ② 議会の幻想性に対して、平和と民主主義というより大きな幻想性そのものをかかげて全国的政治斗争が展開される対議会斗争の段階、国家権力の暴力化―大衆の暴力の暴力発生―議会の幻想性バクロ―既成左翼政界の幻想性も同時にバクロする。
- ③ 国家権力そのものの暴力を直接に対決する内閣打倒斗争の段階、これ以後の段階として階級が均衡状態を脱するならば軍事的警察的個人的独裁としてのポナパチストの出現、あるいはかつてドイツに於てドイツ共産党の指導の無能さ故に革命情勢の下にヒトラー台頭を評した如くそのエビゴ―ネン出現の可能性もきわめて強い。その炎の試練の中で統一の革命的勢力がその存在を問ふ歴史の審判を受けねばならぬであろう。新左翼を自認し新左翼たんとするすべての革命的インテリゲンチヤは箇中で如何に行動するのかが彼等こそ歴史の齒車を推し進める事が出来るであろう。ともあれ、憲法斗争の現段階は①から②への過渡期として位置付けられ、学生運動はそこで極めて重要な位置を与えられて

⑤ 安保斗争の巨大な高揚以来二年、その間学生運動も分裂と混迷を深めてきた。しかし、この京都に於いては府学連の統一はあくまで守りぬかれ、政暴法斗争、公安条例撤廃斗争を果敢に闘いぬき、全国の低備している学生運動に常に清風を送り込んできた。現在全国の学生運動は憲法改悪を前にしてようやく統一への志向をみせだした。我々は分裂し解体し学生運動を再建してゆく闘いを憲法斗争の中で進めよう。では階級斗争の手段としての憲法改悪に我々学生は如何なる形で介入してゆくのか。

そしてその公聴会阻止斗争を軸としながら広範な学友の結束を呼びかけてゆくことが重要なのである。我々の広島斗争はまさにかかるといふべきものである。

⑦ 公聴会阻止を契機とするだけでなく我々は独自の斗争の準備をせねばならない。支配者階級のプラン提議をまつてそれに反対するというだけでなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動することもまた必要なのである。京都地評も又当日、核実験反対憲法改悪反対の行動を起すが我々はこの日を単なる選挙のキャンペーンとしてではなく阻蓋法公聴会阻止斗争よりも、大中衆的運動員でもつて斗争日として位置づけなければならぬ。

始つた憲法斗争の展開は
変革のエネルギーに依拠せよ
五・三〇を歴史的に成功させよう
新しい季節が訪れた。

安保斗争の総括をめぐつて展開した情勢は、次第に新しい展開をみせはじめている。自民党は、総選挙の公約として、政治的暴力の粉砕、憲法改正に問題を正面に押し出した。

社会党は、護憲選挙とばかり、の議席かくとくめざして、大童の状態であつた。常に、闘いのあとを追つかけて、硬直した頭と家のような皮フをもつ、日本共産党でさえ、憲法についての発言を行った。

世界、思想等々のインテリ総合雑誌も一せいに憲法問題の特集を開始し出した。東京における学生運動が新しい世代の参加をえながら、高揚への動きを示している。(四月二六日、四月二七日、メーデー)

これらのことは、安保以后ようやく三年にして、日本の政治課程が一つのダイナミズムを形成することを示しつつあり、深部で規定する資本主義の運動が新たな段階にさしかかりつゝあることを示している。

⑥ 公聴会阻止斗争をステップとしてそれがひとつの解答である。憲法改悪の陰謀が具体的に憲法調査会として進められ、それが公聴会という形をとつて改悪の組織化、宣伝活動を押し進めていくとき、違憲公聴会を阻止するのは我々の当然の権利であり義務であり、国民として憲法に定められた正当な抵抗権の行使に他ならない。

⑧ 同志社に於いては三十日までに徹底的なクラス討論を起し、圧倒的学友の結束を勝ちとり憲法改悪阻止への大衆的口火とせよ。

同大学友会連達(五月二八日)より
引用

警察その他諸官僚制の強化一然りである。だから、そうした憲法改悪は、流動化しつつある諸階級全てに違つた見方と動向を与え、その巨大な総体として改悪斗争は展開されるであろう。

我々はこので、これらの事象の正起する原因と展望を考へてみる必要がある。

二

アメリカの世界的地位の低下とE.E.Cの発展は、世界帝国主義が協力から競争への新たな段階の到来を示しており、そうした運動は必然的に日本帝国主義をもまきこむ五十年頃よりの戦前をしのぐ急速な発展が自由化という形態での運動を強制しており、巨大な試練の場を提供している。

体質改善に失敗したブルジョア。そして、それに寄生していた大な、官僚と中間層の動揺。

都市小ブルの社会不安の増大と現状変革への志向。

浴落せる産業のプロレタリアートのはげしい闘と、そのルンペン化によるアーナキーな行動のげき発。

独占上層労働者に於ても生活上のストツプによる一般的な不安の増大。

こうした、諸階級の、表面上における、現状変革への流動化を背景として憲法改正はなされる。それは、流動化に適応した新たな統治体制の確立なのだ。

即ち、流動化する階級関係を、ブルジョアジーのもとに、再集約しようとする意図なのである。

現在、依然として、もつとも強固に組織された独占ブルジョワジーに於ては、E.E.Cとの斗争に、少なからず不安を呈しながらも、全体的な強気の故に、改悪を直接の目標とは考えていない。いま、もつとも積極的に、改悪を王張しているのはすでに危機にひんしているか、もしくは、危機をむかえんとしている産業ブルジョアジーである。

それが、いはば、改悪ムードは現実存在してないことの内容なのである。

だが、二でのべたごとく、改悪は、情勢の進行にもなつて、つくり出される。大な「現状変革」のエネルギーをバックとしている限り、改悪ムードが強力につくり出されていることは必定である。

都市の小市民や学生、上層労働者の改悪に対する立場は、一つは、世界六月号の松田道雄を等とする諸インテリの立場であ

こうした経済課程の展開は、必然的に、諸階級の動向に、大きな変化をもたらす。戦前型の低賃銀と労働強化、自己の強力な市場圏の確立を要請される大ブルジョアジー。

活に対する権力からの直接掌握を可能ならしめるように計画される。

徴兵制然りそれは、暴力措置の強化であると同時に、徴兵検査、教練等々を通じる国家による人民生活の点検である。

天皇元首論、人民警察、首相公選一それ、も、行政府による人民の直接なのである。

なによりも、自己の安定的な市場を、台湾、東南アジアに求め、自己の地位の不満を、戦後の民主主体制の中で、力を増大した労働者のせいしようとする。浴落しゆく

り、それは、現状に満足している、憲法はなんとなくその支えとなつており、だから改定の必要はないというトーンであり、いま一つは、第二次大戦の経緯から、憲法改革一 武装ととらえ、反戦の立場からとらえようとしたり方である。これは、典型的に黒田寛一にあらわれている。

第二のような立場は、その運動の徹底的追求によつて、労働者のエネルギーとの接点を設け得るとしても、第一のような「護憲論」は情勢の進行によつて、そのよつて立つ基盤を完全に喪失するであろう。「護憲共闘論」に反対する我々の第一の理由はここにある。

問題は、だが、これらの階層にあるのではない。いま、まだ積極的な反応は示していない。深部の労働者階級がどうとらえるかである。

激しい変革への志向が、全社会にみながかでの改憲は、当然にも、その変革へのエネルギーをもつとも強固にそなえる。労働者階級の動向に決定的に着目し、その方向との結合をはからねばならない。その志向は単なる反戦や護憲でないことは明らかである。

四

そうした、改憲斗争の展望の中で、現段階は、いかに位置づけられるであろうか。それは、安保の、五九年初頭に匹敵すべき、斗いの準備期である。安保をめぐるはげしい討論と講演を利用した、反対意思の全国的な組織化の段階である。

だから、我々は、改憲公聴会阻止斗争をバネとしながら、学生層内に於ける徹底的討論を組織することである。

「現状に満足している、だから改憲反対だ」というムードに安易につかる護憲論への志向と断乎として粉碎していかねれば、学生層が現状に満足しなくなる時における改憲派への転向は極めてスムーズになるであろう。

我々は、しかも、そうした討論を行動に集約し、対権力斗争として展開していかなければならない。

五月三十日は、真のその大衆的決起への最後の時である。

京大社会学同機関誌理論戦線(46五四)より引用

憲法問題研究会を強化し
憲法斗争を深化させよう

わたくし達学生の五・三〇斗争は、先例のない深さと広さをもつことが予想される。憲法斗争の端初をひらいた。この斗いは、労働者市民の改憲反対斗争がまだ組織されていない段階では先進的であつたと言えるが、この先進性も同学会の訴えによつて学生が、改憲の動きに敏感に反応したことによりもたらされたものであつて改憲の本質、内容あるいは展望を明確に理解したがゆえの先進性ではなかつた。

したがつて、クラス討議を補足し、憲法斗争の一層の発展を促すという意味からも、掃括の準備という意味からも、クラス毎に早急に「憲法研究会」をつくるということが重要である。

すなわち、改憲の本質は、自民党方針案、広瀬私案をみるまでもなく、思想的政治的軍事的挙口体制の確立という点にある。

思想的というものは、改憲が「民族」「伝統」「祖国愛」等の国民の精神的支柱にしようとしているからであり、政治的という

のは「国会」を間機関的地位におとし、行政権を強化、「自分も生き、ひとも生きるにまかせ」という伝統的共和制の内部に「国家の生き方が個人の生き方に優先する」国家主義を確立するからである。軍事的というのは、思想的政治的に分裂状態にある国民を、徴兵検査、軍事教練、徴兵という形で国家が直接掌握し、軍隊が国民に公認されたものとなるからである。

改憲はこのように挙国体制の確立をねらつたものであるが、この挙国体制の志向は、一部の反動的政治家の主観といつたものでは決してなく、客観的な背景と基盤をもつているのである。即ち、米資本のテコ入れによつて、廃絶の中からフェニックスの如くよみがえつた欧州、日本の独占資本は自由競争から独占の段階に入り、第三の巨人とよばれるBECと米日等の間の市場競争は激化し、日本資本主義は第二の黒船自由化の嵐のまに、低賃金構造を温存し、市場圏の確保せしめる新たな国内体制の確立をせまられているのである。市場条件の悪化に階級斗争の激化がもたらす危機は、必らずや国民の多くを「救国には挙国体制を」という主張のまに混乱させるだろう。

ワイマール共和制の崩壊も、仏人民戦線の自壊も、西独の再軍備ドゴール憲法の制定もひとしくその国の資本主義が存しをとらわれた時なされたものであり、「挙国一致」のスローガンが勝利したものにはかならない。日本の満洲侵略も「満洲は日本の生命せん」と言われたとおり、日本資本主義の「自衛」のためにおこなわれたものであつた。我々はこのような歴史から教訓を学び、二度と「挙国一致」のまに敗北することがあつてはならない。我々は先に述べた新しい情勢に対応できる新しい形態で応えねばならない。このような活動を保障するものとして憲法研究会は決定的意義をもつのである。これこそが、新しい運動形態なのである。そして、この新しい学生運動の担い手は我々をおいてほかにない。学問の場にある者として、多方面から自由に創造的に憲法に接近し憲法斗争の質的量的向上につくそうではないか。「だが科学への人口には、地獄への人口と同じようにつぎの要求がか、げられねばならない。ここにいつさいの疑念をすてなければならぬ。いつさいの法がこゝに死ななければならぬ。イダマンテ・神田一マルクス

京大社会学同支部機関法より引用

六・一五斗争の圧倒的

成功は何を物語るか

①安保斗争の最大の昂揚の局面、二年前の六月十五日の斗争の中で我々の学友樺美智子さんは警官のドログツに未来多きその生命をふみにじられた事は我々の記憶に生々しい。あの年以來二年政暴法反対、公安条例撤廃等いわゆる分裂と混乱の中を我々は斗いぬいてきた。しかしそれは一言でいふならば全く分散的散発的な斗争としてしか行われなかつた。現在、反動勢力を着々と憲法改悪の陰謀を進めつつあるのを見るとき我々もまた、その教唆するエイ知と情勢をもつてこれを阻止しなければならぬことを確認した。我々は具体的な行動の中で初期の段階に於る画期的な斗争の口火を切ることに成功した。それこそがこの六・一五憲法改悪阻止の府学連統一行動であつた。そしてとりわけその中で一五〇〇名の学友の動員を勝ちとつた同志社大学の斗いこそ

目覚しいものであつた。我々はこれからも
大学管理制度改革案を粉碎し憲法改案阻止
の大家自身の創意に依る自律的な運動を展
開する中に於てきわめて具体的に大学の自
治と学問の自由を守り抜いていく決意をか
ためていく必要がある。

③今こそ我々ははつきりと語らねばならな
い。もはや我々の前にあるのはタイハ
イでもなければ絶望でもない。多数の学友
の中で教育に対する権力支配をあくまで
粉碎するという強い学園の自治の自覚と、
憲法斗争開始へと脈々たい動する新しいエ
ネルギーがうづまきはじめていくというこ
とを。

④全ての改憲反対勢力が参議院選挙に埋没
しつつある時に於て我々学生に課せられた
任務は重大である。議院で1-1-3をとる
事のみ絶対化することに我々は反対する。
1-1-3を確保したからとして憲法改憲の陰
謀をバクロすることが出来るか、改憲阻止
をすることが出来るか。それ以上に難事に
進行しつつある資本の危機が我々に転化さ
れようとしているとき、即ち我々の自由を
しめこらし生活を圧迫しようとしている時、
我々は力に対して力関係でそれを逆転する

という方向の追求こそが重要であると考
える。他ならぬ大衆運動の爆発の中からそれ
を果して行かねばならない。

同志社大学に於いて六・一四に各学部学生
大会を圧倒的に成功させ、六・一五の完全
授業放棄を決議し、ビラを持つて完全にそ
れを執行することができたことは大きな意
義をもつている。我々はこれを自治の観
点から、即ち学生大会こそは学生の最高決
議機関であるという点に於て、したがつて
全学生はそれに従う義務を負い、自治委員
会はそれを執行する義務を負うといつた相
互の連関性に於てとらえるならばこの六・
一五斗争を我々の自治組織が強化され、憲
法斗争の火ぶたを切つたと言ふ意味で評価
する必要があるであらう。

⑤以上我々は六・一五斗争の偉大な意義を
ふまえた上に、なおも権力への肉迫をやめ
ることはできない。今月の二十二日に中教
審は大学管理制度改革への最終的答申を出
す。これに対する我々の解答は二十一日を
大規模な集会和デモをもつて答える以外に
ない。

我九月国会でそれが強行されるならば九月
冒頭を全学ストライキでもつて闘いぬくで

あろう。

向大学友会道達(六・一五)より引用

京都市民の皆さんへ

京都府学連からの訴え

「平和と民主主義」それは私達京都府学連
がその結成以来、かかげ続けてきたスローガ
ンであると共に、私達全ての日本人の希望で
もあるのです。

私達は過去のいくたの大斗争の中で弾圧にた
え、警官の警棒でなぐられながらこのスロー
ガンをしつかりと守つて闘い続けてきました。
賞讃と批判、好意とバトウ。私達の運動に
対してなげかけられたさまざまな言葉、だが
その底にあるのは一つの共通点、それを私達
は知つています。政治に対する沈黙1少くも
も非行動性、お上にさからうのはよくない」
という卑俗な言葉で表現された日本人の伝統、
それが今なお私達の心の中に生きつづけてい
るのではないのでしょうか。

戦前の暗い歴史と戦争による一切の破壊、そ
してそれをもたらした市民の沈黙と非行動性
「二度と非難をくり返してはならない」と
いう誓いは「二度と沈黙を守つてはならない」

という言葉に云いかえられた時初めて力を
もつことができるでしょう。

今日、私達は「米ソ核実験反対」「憲法改
悪反対」「日韓会談を通じて再びくり返え
されようとしている海外侵略反対」をかか
げ方働者の皆さんの闘いの日に参加してお
ります。私達になげかけられている「ジク
ザクデモは市民に迷惑をかける」という批
判に対して私対は真誠にその是非を論じて
います。

その上で私達は皆さん訴えたいのです。
「私達を批判される前になぜ世界の平和を
おびやかしている核実験に対して、あるいは
は憲法改悪に対して積極的の意志表示なり
行動なりをなさらないでしようか」と。
最後に今後も永く続くであろう「平和と民
主主義を守る」闘いに京都市民の皆さんが
積極的に参加されるとともに私達の行動に
暖い理解をよせて下さることをお願いいた
します。

ある闘いの日の市民向けビラより

改憲阻止斗争を闘う中で

「新しい国家」の

イメージをさぐる

今日の我々の闘いは長い歴史を刻むであら
う憲法斗争の旗上げの日である。

全体の戦線 労働者階級も諸階層、人民
も含んだ全体の戦線 の中では、この京都
の学生数千の闘いも小さな旗上げにす
ぎないかもしれない。だが安保以来、二年
を経過せんとする今、情勢が新しい局面の
到来を告げその反映として、我々の闘いも
新たな高揚へむけて、巨大なうねりを開始
したのである。この新しい斗争のはじ
まりは、十四日広島公聴会斗争と、官憲に
よる弾圧の質的強化としてまず最初につげ
られ、そして池田首相の遊説第一声はその
もう真の意味を明らかにしたのである。

安保斗争の終了后好況末期の様相を呈し
た経済過程を反映し、池田内閣の低姿勢は
つづいた。だが今や、その時期は終結し、
実力労働者階級と人民を粉碎し、抑圧せ
ねばならない時期は到来したのである。

しかもその時期に斗われた政防法や安保と
憲法は全然質を異にするのである。それは三
つの点についていえる。

第一は攻撃の形態である。憲法とは現社会
に存在する諸階級が、いかなる関係として政
治権力に保りあうかであり、政治権力を通し
て、その集約形態を明らかにしたものである。
日本国憲法の制定という政治事件が階級斗争
の激動の真只中で、社会としての集約を行う
態が日程にのぼつていっているのはその集約形態
(統治形態の変更)要請されているというこ
とである。いはばそれは旧国家(日本国憲法)
か新国家(改正憲法)かという問題を提出す
るものとなるのである。

第二に安保改定が日本資本主義の膨脹と発
展の側面を代表し、その帝國主義世界内部に
おける日帝の力関係の増大をめざしてかけら
れた攻撃であつたとするならば改憲は逆にそ
の膨脹が必然的にもたらす危機の側面を代表
するものである。即ち、EECの発展アメリ
カ帝國主義の地位の低下という形で新しい
段階、これまでの協力の段階から、諸帝國主
義の斗争が正面にでてくる段階において日本
帝國主義が真正面からの対決をいどまねばな

らないということである。

そうした過程の展開は必然的に日本における伝統的な低賃金構造の維持とソシアリズム、東洋アジアの安定市場確保と要請をブルジョアジーにつぎつける。しかもその諸政策の実施は労働者階級からのはげしい反響を招き、その労使の動向に規制されたプチブルの発言の増大を含めて一つの重大な社会不安をみちびき出す。その過程は、もし成功しなければ資本主義の全面的敗北という意味での資本主義体制の危機をも表示しているのである。かかる危機と階級対立の激化の対応策として「新しい国家」への移行によつて再集約しようとして提出されるのである。それは五八年において帝国主義の危機がドゴールの登場と第五共和制への転化によつてきりぬけたと同様の意図をもつて「改憲」はなされるのである。斗いの背景に巨大な社会的危機が存在ししかも斗いが独占資本の側からの「新しい国家」の提案をめぐつて斗われる限りその斗いの内在的論理はプロレタリアートの側に必然的にプロレタリアートの要求する「新しい国家」の問題を提起せずにはおかないしかもそれほどの高揚を招来する斗いに於

てプロレタリアートの敗北は完全な組織のカイメツを意味するのである。ブルジョアジーが反動的なものであつても「新しい国家」を提起するに際して、プロレタリアートのそれへの屈服は条文がかつたという事のみでなく既製の陣地を一切奪われることを意味する。それは一八五六年六月の仏労働者階級の斗いの敗北の過程をみれば何よりも明らかである。だからプロレタリアートが一層の災禍と抑圧をさけようとするならば、この「新しい国家」体制の粉砕とは何を意味するのであろうか。「旧国家」つまり現行の日本国憲法の下においては社会を一つの有機体として持続させることが出来ない時点において「新国家」が出される。だから「憲法完全実施」や「憲法ヨゴ」なるスローガンは二つの選択において、明確に旧国家を志向するものとなるのである。だが戦後の歴史は日本国憲法が保障する諸法規に対してプロレタリアートがたえず反抗を展開した歴史でありブルジョアジーがいま改憲を提起するのはそれを抑えこむのに現行憲法をのりこえる必要があるのだ。このことは既に基本的な両階級が、日本国憲法を拒否していることを意味する。前

のスローガン提起者は、現行の支配形態とは別に、日本国憲法の「理念」なるものがどういって存在する珍妙な考えをまさかもつていないとするならば彼らのイデオロギーの指針は進歩とは全く逆の方向をむいているのである。

そして「新国家」と「旧国家」の対立は必然的に「新国家」の勝利に終ることも歴史的に明らかである。

だから「新しい国家」の粉砕はその反対者の側にあつて必然的に「より新しい国家」実現のイメージが生みだされることになるのである。ここで問題なのは我々の「より新しい国家」のイメージが生みだされることになるのである。かつて「日本国憲法」制定の際に、共産党は支配階級の憲法に対して「人民の憲法」を対置して斗い起そうとした。しかしその内容は三二テ一ゼのヤキナオンにすぎず斗いの前進には何の役割をも果しえなかつた。われわれはこの教訓を生さねばならない。すなわち我々は危機の脱出口を「政治の主人公にプロレタリアートがなるといふことそのもとに全生産を掌握すること」として表示するとしてもそれは「より新しい国家」についての一つのちゆう象にしかすぎない。そしてその意味では依然として一つの「理念」にしかすぎないのである。その「理念」

が「現実」に転化するためには労働者階級が政治の主人公になつているといふ明確な状態をつくりあげねばならないのである。

「新しい国家」のイメージは斗いの中から生れるし斗いの中からしか生れえない。労働者階級が政治の中心になるといふことは具体的な現実において改憲阻止斗争の中で実現されよう。そしてその中でつくり出されるプロレタリアートと他の階級の相互関係はそれこそが我々の「より新しい国家」のイメージなるものである。

だからわれわれは今だれかの頭の中にあるちゆう象的「理念」を「社会主義憲法」や「人民憲法」や「憲法完全実施」なる形で上から与えこむのではなく、労働者階級の現実の意識の統一と改憲阻止斗争において偉大な反権力斗争を組織しそこでその意識の弁証法的発展の結果としての新国家のイメージをつくり上げることが必要なのである。

クラスの斗いの中核、憲法研究会こそはそれである。

社会主義学生同盟京大支部

一九六二・五・三〇

理論戦線より

三、大学管理制度改悪反対

大学管理強化反対に起て、六・一五を闘う日とせよ

池田首相の参院選挙に際しての発言に見られる如く、支配者階級は「今の教育は、革命の手段につかわれてゐる。」と豪語し、教育に対する権力支配の方向、なかならず大学の自治に対しては極力これをおさえ、文部省による直接支配をはつきりと試向している。

教育は、社会の将来を規制する決定的な口を持つてゐる。従つて教育行政も極めて重要な意義をもつ、戦後の歴史の過程を見ると、教育一般の民主化、具体的には、一、教科書の国定の廃止、二、公選制教育委員会による教育行政、三、教員養成機関の新制大学制度への編入、四、大学の自治の確立ら。が行なわれたのであつたが、今までに、日本ブルジョアジーは、間断なき

攻撃一即ち一、教育二法改悪による教育の政治活動の一切の禁止、二、勤務評定による校長の教員管理、三、教育委員の公選制から任命制への移行、四、道徳教育、カリキュラム改定一を行うことによつて現在までに、小、中、高等学校の教育をほぼ完成し、最近では、最後に残つた大学教育の中央集権化を目指している。

これは、現在までにすでに、高等専門学校の設立を行い（これは地方大学の縮少と並行することになる）、更に、工業教員養成所の設立、又産学協同（資本の大学に対する発言権の拡大）等が進められてきた。憲法改悪という統治形態の一大変革を目指しつつ支配者階級は、高姿勢へと転じているが、教育面においてもその攻撃を明白

にしつつある。

五年のレンドバージに、アメリカ及び日本支配者が、教育の攻撃の目標を定めたとき、全学連は、全国的な斗争を展開していき、共産党からの「トロツキスト」と云うヒボウ、チューンヨウーにもかかわらず戦闘的に闘つて、これを阻止しえた。

現在、われわれも、全国の学友とともに立ち上つて、このような政府の方向に対して、弾劾たる反対の意志表示を示しつつ前進しよう。（京大、教養自治会斗争委員会ピラ）

「学問の自由、学園の自治」

を犯す者は誰か

「如何なる思想、信条を持つことも自由であるし、我々はこの大前提を抜きにして学問の自由を考へることはできない。時の権力や社会的圧力に抗しても、事実上事実として進求されねばならない。そのために学問の場である「学園」の自治を守る必要がある。

戦前、戦中の暗黒時代に於いて圧殺され、ゆがめられて来た「学問の自由」「学園の自治」が、戦後たゆまぬ努力によつて勝ち取られ、又その様な方向に向つて進んでいる現在

権力者の側からの圧力が再び始められようとしてゐる。その意図の本質を知るならば、次にすすべきものは、我々一人一人の確固たる意志表示に他ならないであらう。

（同志社大 六・一四斗争に向けての

ピラ）

教育に対する権力支配を許すな
六・一四斗争をステツプとし
て九月冒頭をゼネストで

教育二法、動評、道徳教育法いわゆる教育の反動化が政府の一貫した政策として、陰に陽に進められてゐるが、今また正面を打つて、極めて高姿勢の形で大学管理運営の問題が教育への国家権力の介入を意図して打ち出されてきてゐる。一方に於て、着々と進む憲法改悪の陰謀と相まつて、我々の自由を制限し、大学の自治をおびやかす権力の魔手は、ひしひしと我々の周囲をとりまきつつある。

かかる現状をみると我々は、今こそ権力の意図を阻み、学問の自由と学園の自治を守り、教育を真に我々のものとするため

の強力な運動を展開しなければならぬ。

六・一五斗争こそは、全国の反体制運動、民主陣営の立ち上りに先きがけた我が同志社大学の総結起の日であつた。

その日、我々は、前日の神、文、産、商法各学部学生大会の決議にしたがつて、完全な午後授業放棄を勝ちとることが出来た。M館二十一番教室に千五百名の学友を決定し、同志社の正門から続々と千余名のデモ隊が憲法改悪阻止、大学管理強化改悪反対をさげんで街頭に進出していつたのである。

安保斗争の巨大な高揚以来、二年、今までになかつた我々の自治組織の強化と、そして何よりも学友自からの中にある強烈な自治の自覚と憲法斗争開始に当つて脈々と胎動しはじめた新しい無限のエネルギーの存在を我々が見ることが出来た。そのエネルギーを、我々は再び、この二日に結果しなければならぬ。ようやくにして同志社大学の教授会も、その重い腰を上げざるを得なかつたの結起があつたればこそである。

現在、既に八十余名の有志教授が大学管理強化反対への姿勢を強めつつあり、教授

会へ反対決議の要請を行っている。重い車輪は回転をはじめた。教授会、教職員組合、大学院、生協、そして学友会と五者一体となつた共闘体勢を早急に作り上げる必要がある。

そして、おそらく九月の国会に於て、大学管理強化改悪が問題にされるであろう。それに対する我々の解合は今から既に準備されてゐる。六・一五を午後授業放棄で闘つた我々は、九月冒頭のような事態となるならば敢然として、全学ゼネストをもつて闘うのである。

授業は完全に行なわれないうち、生協は、その営業を行わないうちである。そして、大学は、完全にその通常の機能を停止し、全学を挙げて学園の自治と学問の自由の為に闘いぬくであろう。それ以外に、権力に対する解合はありえない。

六・二一斗争はその突破口とならねばならない。大学の自治と学問の自由を守りぬく為に、平和と民主主義とよりよき学園生活の為に

大学管理強化改悪を粉砕

憲法改悪を阻止しよう

六・二一統一行動に参加しよう

（同志社学友会通達 六・二一に向けて）

教育の権力支配をめぐる大学 管理制度改悪粉砕

我々、京大主流派は斗いのスローガンの一つとして、大学の行政管理制度反対のスローガンを高く掲げる。

戦後一貫として教育界に対し、組織的、系統的な反動攻勢は展開され、具体的には教育二法、勤評等を経過するなかで、小、中高校の行政権は次第に中央集権化されて来た。

資本家のあくなき要求は常に、彼らに都合のよい有能な高級技術家を膨大な量で生産しようとして、大学の自治々々字間の自由々々に対して容しやのない攻撃を展開する。

二十六日の「朝日新聞」「読売新聞」に掲載された池田首相、荒木文相の発言にみられるように、彼らは責任の所在が不明確々々か、一貫性のない体制々々を宣傳することにより

①総長の任命制(文相大臣による)

②教授会の権限と評議会の副設
③学生補導体制の問題

以上の三点を中心にして大学の管理運営権を中央集権化しようとしている。

こういった国家権力による教育界の再組織は現在、具体的に日程にのぼっている。

即ち、六月中旬、中央教育審議会(文部省の諮問機関)の答申案が提出され、更に池田首相、国立大学、公立大学総長、学長と具体的には行政管理について話し合うために会見しようとしている。

我々京大主流派は、こう云つた時点にあつて断呼として大学行政管理の陰謀に反撃の一ゲキを加えなければならぬと主張する。

大学の行政管理の改正は教授会の権限の制約、総長の天下り式的任命等にみられるように、明らかに大学の自治々々をはかひするものである。

戦前、沢柳事件の時沢柳総長の反動的指令を拒否しては退官を余議なくさせた教授会の態度を徹底的に交えたのは、それに呼応して立上つた当時の学生運動であり、また滝川事件の時に於ては政府の反動に抗しながら学生運動が粉砕されていくなかで

◆学園の自治々々も踏みにじられた。

又、戦後に於ても、学生運動の復興は大学の自治の獲得を要求する中で成し遂げられ、反イールズ斗争、レッド、パージの中で、学生連の斗いは、大学の自治、字間の自由を具体的に保障していった。

我々京大主流派は、学生運動と大学の自治の問題は一本の軸でつながつた両輪の如き関係にあり、大学の自治のないところに学生運動はなく、学生運動のないところに、大学の自治を勝ちとることはできないことを強く宣言する。

日本帝国主義の攻撃は、新しい情勢の到来の中で、極めて集約性の強固な問題を課題として新しい国家秩序体制の確立(憲法改悪)を意図すると同時に、日々進行する諸反動攻勢のよう状況の中で、我々は、集約性の強い改悪問題のもつ意味を全面的にバクロすると同時に、それは相対的に分離した斗いとして諸反動攻撃に対し斗いを組まねばならない。

民 統一派諸君は、学生運動をフォークダンス等に卑小化し、具体的に六月十五日の改悪粉砕(行政管理制度粉砕)の斗争を如何に取組むのかと云うことについては全く怠り斗

争委員会にも自治会にも僅少しか参加しな

ら。マル字同(全字連)は大学行政管理反

対のダの字も云わない。

(京大、主流派選挙用ビラ)

四、参議院選挙について

(一) 参議院選挙について我々の原則

政治は経済の「集中的表現」ということばをまつまでもなく、帝国主義現代のダイナミズムは、政治のダイナミズムとして表現され、政治は人間の社会的活動のきわめて大きな部分の集約である。この人間の社会的活動としての政治が特殊に意味をもつのは、たんに経済の集中的表現だけでなく、人間のイデオロギー活動の所産を含むからである。従つて、政治とはあらゆる階級斗争の全体を包括する。

階級社会に於る国家はまさしく「共同利害の幻想性」の反映である。この国家に於る議会は、特定の歴史的状况にもとずく階級斗争の産物である。我々のプロレタリアートの特殊利害を共同利害の幻想性に對置し、階級斗争の展開の中から、特殊利害の体现者としての自己権力を生み出すことで

ある。議会はそのような政治過程に於ける現実の政治機運の一端である。

ブルジョアジの選挙政策は、数年に一度の、大衆の一人一人を「一粒の砂」として、共同利害の幻想性を強化する機能をもつものとして議会と選挙を利用する。われわれは、「清き一票」風の、選挙形式手続による擬似政治参加、大衆のシンボル操作の過程(共同利害の幻想性の強化の過程)に投入する事を拒否する。我々が選挙に意味をあたえるのは、プロレタリアート革命にいたる、われわれのコースを、選挙という擬似政治参加手続の中に、主体的な力量で反映させ得ることがある、ということだけである。

だから政治機能としての議会の役割を無状に権力の問題ととちがえて「議会に

於る多数」のかくどくに血道をあげる既式左翼、なかんずく、春斗の重大局面を批判的に打開する方針すら放棄して、予定候補の誕生祝いに株んど二分の二のページを連日ついやすアカハタのバカバカしさと、核実験反対斗争をズブズブの小ブル路線にひきもどしたうえ、選挙斗争の原則と階級斗争の現局面の關係およびその現実的掌握をならあきらかにしないまま、売名に躍起になつている革共同全国委員会の選挙方針に強い怒りをおぼえる

なによりも、現時点における重要性はズブズブの議会議王義におちいつた既成左翼や革共同全国委員会の右翼性とはつきり決別した時点で、現実の政治課題にこたえることである

(一) 火8・9合併号 四・一一 編集委員会)

(二) 選挙斗争とわれわれの主張

① 次に参院選挙をめぐる情勢は、技術革新や高度成長という形で表現される経済過程の変化と景気調整政策の進行の段階ブルジョア政治支配体制の総括の具体的な準備期に入つている。そしてブルジョアジの準備体制は自民党公約にみられるように一面で経済政策の拡充などの刺激のすくないものを中心にとりながら、他面では日本の背骨の確立(民族

秩序の高揚、教育秩序正常化)や治安立法の宣伝を行う態勢をみせている。これは社会党が三分の一を確保できないかもしれないという現実可能性を考えながら、ひたすらに改憲問題を政治過程の問題とすることをさけ、逆に改憲が政治過程の問題に入つた際のデマゴグとしてのナショナリズムや共同体意識のうえつけというイデオロギイ戦としてとりくもうとしていることにはかならない。

一方社会党は護憲(三分の一確保)をテーマとしながら④物価政策 ⑤所得格差是正のための経済 ⑥テロ規制、汚職買収取締 ⑦日中日ソ問題、安楽解消といったスローガンを中心としている。共産党は安保体制打破を基本方針として池田内閣の対米追隨政策批判、護憲、日中日ソ問題、そして議会の安定した民主勢力という役割での選挙を位置づけようとしている。これら既成左翼にあつては、議会の役割そのものの自己目的化というナンセンスがあるうえに、情勢と諸階級の動向と当面の政治課題との結合を政治のダイナミズムの問題として考えるのではなくラ列的にスローガンを考えているにすぎない。従つて改憲問題は

議席問題は議席確保の問題か、せいぜい一般民主主義斗争の大きな課題の一つとしてしかとらえられないのである。

今日、選挙斗争といわれるものは政党自らの運動とはべつに、総評民同、あるいは全労働部の路線として、労働組合内部にきわめて卑俗なかたちで、政治の問題を混入させている。即ち、職場における政労活動を通ずるのではなく、支持団体というスタイルで、きわめて売名的に候補者問題がもちこまれ、ポスター貼りや演説会に労働者が動員され、労働者の斗争としてではなく圧力団体の斗争に終つていく。したがつて選挙期間、およびその準備期間、斗争は休止されるのである。これに反してわれわれは労働者斗争のさなかに選挙をもちこむことが原則であり、またそのような方法でしか階級としてのプロレタリアートの政治的力を選挙に反映さす事は出来ないであろう。

われわれは参院選挙にのぞむにあつて情勢にたいする問題意識とプロレタリアートの階級的力を、いついかなるときでもたかめる。すなわち、斗争の視角から以上のわれわれの問題提起にたいして、同一の基準をもちうる政治組織、候補者が現実

に存在する場合は、支持することを惜しまないであろう。

しかしながらおそろく現実の過程では以上の視角から、自民党や民社党のデマゴグを打破り、斗争の視角を提起、既成左翼やその他の閉鎖的二流フランクシオンにたいする批判を一般的政治宣伝として行うにとどまるだろう。プロレタリアートの意識は、我々の政治的力をその程度において反映しているのである。題は、もし、それが破られるならば自民党の手続きコースにとつて急速に有利に展開するであろう。従つてこの問題は特殊に重要である。しかし一方では、議席の確保、拡大によつて改憲が実質的に阻止され、民主勢力が前進するという評面は絶対にわれわれの排するところのものである。以上の視角にたつてわれわれは参院選挙にあつても、精力的な斗争の提起を行い、実質的な改憲阻止を実質的な問題として提起するであろう。

(共産主義十号、園田論文より抜粋)

